御存知ですか？

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
# 山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例

## 障がいを理由とした差別は禁止されています!!

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」によって、止むを得ない理由がなく、障がいがあるという理由だけで、障がいのない人よりも不利な扱いをすること（不当な差別的取扱い）は禁止されています。

障がいのある人が、障がいのない人と同じように日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいの特性に合わせた必要な配慮（合理的配慮の提供）に努めなければなりません。公的機関は義務です。

また、県では、障がいに対する県民の理解を深めるため、市町村での差別解消条例の制定を支援していきます。

ここでいう障がい者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含みます）、難病や病気など、心や体の働きに障がいがある人で、そのことから日常生活や、社会生活に、相当な制限を受けているすべての人です。

### 不当な差別的取扱いの例

- 障がいを理由に、商品の販売やサービスの提供を拒否する。
- 障がいを理由に、不動産売買や賃貸物件の紹介などを拒否する。
- 障がいを理由に、求人への応募を認めない。
- 障がいを理由に、公共施設の利用を拒否、制限する。
- 障がいを理由に、公共交通機関車両等の利用を拒否、制限する。

### 合理的配慮の提供の例

- 聴覚障がいの人に、筆談で内容を伝える。
- 視覚障がいの人に、書類を読み上げて内容を伝える。
- 知的障がいの人に、理解しやすいよう、分かりやすい表現にする。
  文章にふりがなを振る。
- 精神障がいの人に、働きやすいよう、勤務条件などを変更する。
- 身体障がいの人に、車イスを押す、扉をあける。
- ヘルプマークをつけた人が困っている様子であれば、
  「お手伝いする事はありますか？」と声をかける。

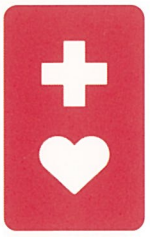

助け合いのしるし
**ヘルプマーク**

## 障がいや障がい者に対する理解を深め
## 共生する社会をつくりましょう

12月3日から9日は「障害者週間」
12月は「山形県障がい者差別解消強化月間」です

山形県